

湯浅町総合センター改修事業に伴う基本設計等及びアドバイザー業務委託における質問に対する回答

No	資料	頁	項目	質問	回答
1	実施要領	1	2.業務委託の概要 (3) 履行期間	業務の履行期間についてご教示をお願いします。	3月議会で承認されれば、令和8年3月下旬から令和8年9月末までを予定しています。
2	実施要領	1	2.業務委託の概要 (3) 履行期間	当該アドバイザー業務の業務期間をお教えください。	No.1の回答のとおり。
3	実施要領	1	2.業務委託の概要 (3) 履行期間	「履行期限について変更を予定しています」との記載がございますが、履行期限は180日以上を想定していると理解してよろしいでしょうか。	No.1の回答のとおり。
4	その他			本業務の受託者となった場合、実施設計業務に参加することは可能でしょうか。	実施設計業務の発注方式については未定ですが、参加可能であると考えています。

5	その他			<p>本事業の予算は、補助事業によるものでしょうか。</p> <p>補助事業である場合、該当する補助事業名をご教示ください。</p> <p>また、本事業は官民連携（PPP/PFI）事業に該当するかについてもご教示ください。</p>	<p>地域未来交付金（第2世代交付金）等の活用を予定しています。</p> <p>現時点では、官民連携（PPP/PFI）については考えていません。</p>
6	実施要領 仕様書	5-6 3-5		<p>既存改修（湯浅町総合センター本体）部分と増築（避難場所）棟部分を分けて、企画提案書作成（公募型プロポーザル実施要領にて）及び、基本計画書（業務委託仕様書にて）の作成を要求されていますが、両者は密接な関係があり、単体では、企画提案及び基本計画書が、成立しえないと考えられ、既存改修と避難所棟増築を総合的に捉えた提案を行なうてはいけないのでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり、両者は密接な関係にあり、総合的に見据えた上で、基本設計書の作成（湯浅町総合センター本体）部分と全体整備基本計画書の作成（文化ホール、公衆浴場等を含む拠点形成）部分を各々提案していただく形となります。</p>